

	分類	質問	回答
1	支給対象	フリーランスで活動しています。対象ですか？	売上高が5%以上減少していれば対象です。
2	支給対象	サラリーマンとして働きながら、副業しています。対象ですか？	確定申告において事業収入がある場合は対象になります。
3	支給対象	不動産収入も対象ですか？	対象外です。 事業収入のみになります。
4	支給対象	複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請してよいか？	申請は、法人または個人事業者単位で認められるため、事業所や部門などが個別に申請することはできません。
5	支給対象	売上とは何ですか？	確定申告書類において事業収入として計上するものです。 収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。 また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。
6	支給対象	売上5%減少の確認は、前年の任意の月と比較してよいか？	売上が減った月の前年同月との比較になります。
7	支給対象	今年のどの月の売上が減少していればよいのか？	「令和3年1月～令和3年7月の任意の1ヶ月」と「前年同月」の売上高を比較し、5%以上減少していれば対象です。
8	支給対象	売上高の減少率の計算方法は？	基準月の売上高をA、比較月の売上高をBとすると、 売上減少率＝ $(B - A) \div B \times 100$ となります。
9	支給対象	売上高の減少率を計算したところ、4.9%だったので四捨五入して5%として申請してよいか？	5%未満は対象外のため、 5%未満の数値を四捨五入して5%とするのは不可です。

	分類	質問	回答
10	支給対象	今年創業したが対象になるのか？	<p>令和3年7月1日時点で嘉手納町内に事務所又は事業所を有していれば対象ですが、「令和3年1月～令和3年7月の任意の1ヶ月」と比較するもう1ヶ月分の売上高が必要となります。つまり、令和3年6月1日より事業を開始していないと売上高比較が行えないため対象とはなりません。</p> <p>他の支援策（融資や補助金など）のご紹介はできますので、嘉手納町産業環境または嘉手納町商工会までお問い合わせください。</p>
11	申請方法	申請方法は郵送だけか？	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、原則として郵送のみの申請になります。</p> <p>どうしても申請方法がわからない場合は、嘉手納町産業環境課までご連絡いただき、来庁予約をしたうえで嘉手納町役場3階産業環境課までお越しください。</p> <p>また、ご利用の際には、マスクの着用、手指の消毒にご協力ください。</p>
12	申請方法	代理人の名義で申請は可能ですか？	<p>申請は、法人（代表者）、個人事業者ともに、本人名義による申請となります。</p> <p>しかし、申請書作成を社員などのほかの人が作成することは構いません。</p>
13	必要書類	確定申告を行っていません。それでも申請できますか？	<p>確定申告を行ってください。</p>
14	必要書類	法人で、事業年度の関係上、令和2年分の確定申告がまだ終わっていません。申告書はどうすればよいか？	<p>直近の法人税確定申告書を添付ください。</p>

